

エネルギー多消費型設備の基準について

補助事業の要件のひとつである「対象設備が、エネルギー多消費型設備の基準に該当すること」との項目がありますが、下表がエネルギー多消費型設備の基準を定めたものです。なおこの基準は、学識経験者、有識者により構成される審査委員会で決定されたものです。

平成26年度エネルギー使用合理化事業者支援補助金（民間団体等分）（LPGガス分）で  
要件に該当するエネルギー多消費型設備の基準

設備名		更新・改造前設備の定格出力 (更新・改造対象設備群の定格出力合計)
大分類	中分類	
ボイラ	蒸気ボイラ、 温水ボイラ、給湯器、 熱媒ボイラ	定格熱出力 100 kW以上
工業炉等	乾燥炉、脱臭装置、 焼却炉等を含む	定格バーナ出力 100 kW以上
空調機／冷温水機	吸収式冷温水機、ガスエンジンヒートポンプエアコン、温風暖房機	定格冷房能力 100 kW以上 (暖房のみの設備は定格暖房能力)
自家発電設備	ガスエンジン、ガスタービン、燃料電池	定格発電出力 9 kW以上

※ ただし、容易に移動が可能な設備を除く。

※ 対象設備群について

出力の負荷対象が、同一の対象物又は同一の空間である設備（更新・改造前設備で判断）については、1基であるか複数基であるかを問わず、定格出力の合計値が上記基準を満たしている場合、エネルギー多消費型設備と見なします。

パターンI 出力媒体が、同一の配管・ヘッダー・ダクト等を経由するもの

- ・例① 同一のヘッダーに蒸気配管を接続している複数台の蒸気ボイラ
- ・例② 同一の冷媒配管を通して室内機につながっているガスエンジンヒートポンプエアコン

パターンII 一連の作業工程上の加熱・冷却等であるもの

- ・例① 一連の搬送設備上で対象物を処理する複数台の加熱炉

パターンIII 同一の空間を加熱・冷却等するもの

- ・例① 同一の外壁で囲まれた1棟の建物内部を冷房するために設置した複数台の空調機